

00100 総合課税される所得の一覧

所得の種類		所得の内容	所得金額の計算方法（概要）														
事業所得	営業等所得	卸売業や小売業などいわゆる営業から生ずる所得のほか、自由業や漁業など農業以外の事業から生じる所得	総収入金額 - 必要経費														
	農業所得	農産物の生産、植木、果樹の栽培、家畜などの事業から生じる所得															
不動産所得		地代、家賃、貸店舗などの賃料、権利金、礼金などの所得	総収入金額 - 必要経費														
利子所得 (一律分離課税のものは除く)		定期預金、貸付信託、金銭信託などの収益の分配による所得 ※一般的に利子所得は、一律源泉分離課税のため、総合課税の所得の対象外であり、申告は不要です。ただし、国外で支払われる預金等の利子など、国内で源泉徴収されないものなどは申告が必要です。	収入金額														
配当所得		株式、出資金などの収益の分配による所得 ※平成 21 年以降に支払いを受けるべき上場株式の配当等については、総合課税（配当控除の適用あり）か申告分離課税（配当控除の適用なし）を選択することが可能です。 ただし、申告する上場株式等の配当等については、総合課税を選択するか、それとも申告分離課税を選択するかを統一する必要があります。	収入金額 - 元本取得のための負債の利子														
給与所得		俸給、給料、賃金、賞与などの所得	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">給与所得の計算式</th> </tr> <tr> <th>給与等の収入金額</th> <th>給与所得の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 1,899,999円</td> <td>収入金額 - 650,000円</td> </tr> <tr> <td>1,900,000～3,599,999円</td> <td>収入金額 ÷ 4 = A A × 4 × 70% - 80,000</td> </tr> <tr> <td>3,600,000～6,599,999円</td> <td>(千円未満切り捨て) A × 4 × 80% - 440,000</td> </tr> <tr> <td>6,600,000～8,499,999円</td> <td>収入金額 × 90% - 1,100,000</td> </tr> <tr> <td>8,500,000～</td> <td>収入金額 - 1,950,000</td> </tr> </tbody> </table>	給与所得の計算式		給与等の収入金額	給与所得の金額	～ 1,899,999円	収入金額 - 650,000円	1,900,000～3,599,999円	収入金額 ÷ 4 = A A × 4 × 70% - 80,000	3,600,000～6,599,999円	(千円未満切り捨て) A × 4 × 80% - 440,000	6,600,000～8,499,999円	収入金額 × 90% - 1,100,000	8,500,000～	収入金額 - 1,950,000
給与所得の計算式																	
給与等の収入金額	給与所得の金額																
～ 1,899,999円	収入金額 - 650,000円																
1,900,000～3,599,999円	収入金額 ÷ 4 = A A × 4 × 70% - 80,000																
3,600,000～6,599,999円	(千円未満切り捨て) A × 4 × 80% - 440,000																
6,600,000～8,499,999円	収入金額 × 90% - 1,100,000																
8,500,000～	収入金額 - 1,950,000																

所得の種類		所得の内容	所得金額の計算方法（概要）																																																																			
雑所得	公的年金等	<p>恩給や年金（遺族年金・障害年金など非課税の年金は除く）の所得 ※生命保険契約などに基づく年金は、次項の「その他の雑所得」です。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">受給者の区分</th> <th colspan="2">公的年金等収入</th> <th colspan="3">「公的年金等の雑所得」以外の所得の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>以上</th> <th>以下</th> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万円超 2,000万円以下</th> <th>2,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">65歳以上の人</td> <td colspan="2">3,299,999円以下</td> <td>収入金額 -110万円</td> <td>収入金額 -100万円</td> <td>収入金額 -90万円</td> </tr> <tr> <td>330万円</td> <td>4,099,999円</td> <td>A×75% -27.5万円</td> <td>A×75% -17.5万円</td> <td>A×75% -7.5万円</td> </tr> <tr> <td>410万円</td> <td>7,699,999円</td> <td>A×85% -68.5万円</td> <td>A×85% -58.5万円</td> <td>A×85% -48.5万円</td> </tr> <tr> <td>770万円</td> <td>9,999,999円</td> <td>A×95% -145.5万円</td> <td>A×95% -135.5万円</td> <td>A×95% -125.5万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1,000万円以上</td> <td>収入金額 -195.5万円</td> <td>収入金額 -185.5万円</td> <td>収入金額 -175.5万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">65歳未満の人</td> <td colspan="2">1,299,999円以下</td> <td>収入金額 -60万円</td> <td>収入金額 -50万円</td> <td>収入金額 -40万円</td> </tr> <tr> <td>130万円</td> <td>4,099,999円</td> <td>A×75% -27.5万円</td> <td>A×75% -17.5万円</td> <td>A×75% -7.5万円</td> </tr> <tr> <td>410万円</td> <td>7,699,999円</td> <td>A×85% -68.5万円</td> <td>A×85% -58.5万円</td> <td>A×85% -48.5万円</td> </tr> <tr> <td>770万円</td> <td>9,999,999円</td> <td>A×95% -145.5万円</td> <td>A×95% -135.5万円</td> <td>A×95% -125.5万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1,000万円以上</td> <td>収入金額 -195.5万円</td> <td>収入金額 -185.5万円</td> <td>収入金額 -175.5万円</td> </tr> </tbody> </table>	受給者の区分	公的年金等収入		「公的年金等の雑所得」以外の所得の合計所得金額			以上	以下	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	65歳以上の人	3,299,999円以下		収入金額 -110万円	収入金額 -100万円	収入金額 -90万円	330万円	4,099,999円	A×75% -27.5万円	A×75% -17.5万円	A×75% -7.5万円	410万円	7,699,999円	A×85% -68.5万円	A×85% -58.5万円	A×85% -48.5万円	770万円	9,999,999円	A×95% -145.5万円	A×95% -135.5万円	A×95% -125.5万円	1,000万円以上		収入金額 -195.5万円	収入金額 -185.5万円	収入金額 -175.5万円	65歳未満の人	1,299,999円以下		収入金額 -60万円	収入金額 -50万円	収入金額 -40万円	130万円	4,099,999円	A×75% -27.5万円	A×75% -17.5万円	A×75% -7.5万円	410万円	7,699,999円	A×85% -68.5万円	A×85% -58.5万円	A×85% -48.5万円	770万円	9,999,999円	A×95% -145.5万円	A×95% -135.5万円	A×95% -125.5万円	1,000万円以上		収入金額 -195.5万円	収入金額 -185.5万円	収入金額 -175.5万円				
	受給者の区分	公的年金等収入			「公的年金等の雑所得」以外の所得の合計所得金額																																																																	
以上		以下	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超																																																																	
65歳以上の人	3,299,999円以下		収入金額 -110万円	収入金額 -100万円	収入金額 -90万円																																																																	
	330万円	4,099,999円	A×75% -27.5万円	A×75% -17.5万円	A×75% -7.5万円																																																																	
	410万円	7,699,999円	A×85% -68.5万円	A×85% -58.5万円	A×85% -48.5万円																																																																	
	770万円	9,999,999円	A×95% -145.5万円	A×95% -135.5万円	A×95% -125.5万円																																																																	
	1,000万円以上		収入金額 -195.5万円	収入金額 -185.5万円	収入金額 -175.5万円																																																																	
65歳未満の人	1,299,999円以下		収入金額 -60万円	収入金額 -50万円	収入金額 -40万円																																																																	
	130万円	4,099,999円	A×75% -27.5万円	A×75% -17.5万円	A×75% -7.5万円																																																																	
	410万円	7,699,999円	A×85% -68.5万円	A×85% -58.5万円	A×85% -48.5万円																																																																	
	770万円	9,999,999円	A×95% -145.5万円	A×95% -135.5万円	A×95% -125.5万円																																																																	
	1,000万円以上		収入金額 -195.5万円	収入金額 -185.5万円	収入金額 -175.5万円																																																																	
その他の雑所得	生命保険契約などに基づく年金、互助年金、講演料、原稿料、放送謝金などの所得	$\boxed{\text{総収入金額}} - \boxed{\text{必要経費}}$																																																																				
総合譲渡所得	自動車・機械・ゴルフ会員権などの資産の譲渡による所得 その資産の取得日以後5年を超えて所有していた場合は長期、それ以外は短期	短期： $\boxed{\text{総収入金額}} - (\boxed{\text{取得費}} + \boxed{\text{譲渡費用}}) - \boxed{\text{特別控除額}}$ 長期： $\{ \boxed{\text{総収入金額}} - (\boxed{\text{取得費}} + \boxed{\text{譲渡費用}}) - \boxed{\text{特別控除額}} \} \times 1/2$ ※特別控除額は、原則上限50万円																																																																				
一時所得	生命保険契約等や損害保険契約等に基づく一時金・満期返戻金、懸賞の賞金品、立退料などの一時的な性質をもつ所得	$(\boxed{\text{総収入金額}} - \boxed{\text{その収入を得るために支出した金額}} - \boxed{\text{特別控除額}}) \times 1/2$ ※特別控除額は、原則上限50万円																																																																				